

子育てのための施設等利用給付認定申請書 (新2号・新3号認定用)

柏市長 あて

歳児 クラス	歳児	令和	年度
-----------	----	----	----

令和 年 月 日

※太枠内にボールペン(消えるペンは不可)で記入してください。

保護者代表者氏名

※世帯の生計を主に支える方を記載してください。

保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業における「預かり」)に係る給付の申請をするため、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、裏面の【認定申請について】に同意の上、次のとおり、子育てのための施設等利用給付認定を申請します。

認定申請子ども	フリガナ 氏名	生年月日	性別	保護者代表者との続柄
		H・R 年 月 日	男・女	子・その他 ()
保護者代表者 住所・連絡先	(現住所) □ 柏市			(連絡先)
	令和5年1月1日時点で柏市以外の住所地の場合に記入	(都道府県及び市区町村名)	令和4年1月1日時点で柏市以外の住所地の場合に記入	(都道府県及び市区町村名)
認定区分 (どちらかを選択してください。)	新2号	・ 新3号	・ 3~5歳児は新2号認定です。 ・ 幼稚園・認定こども園の満3歳児クラス在籍のかたは、新3号認定のみ ・ 新3号認定は同居祖父母等を含めて市民税非課税世帯のみが対象です。	
認定開始希望月	令和 年 月 日 ~	・ 原則、毎月1日からの認定となります(月途中転入の場合を除く。)。 ・ 認定は事前申請制です。認定を希望する場合、希望月の前月中／転入前に申請・提出してください。		

【認定申請保護者の状況】

区分	フリガナ 氏名	生年月日(年齢) 日中の連絡先	保育を必要とする事由
		S・H 年 月 日()歳 — —	
父の状況		S・H 年 月 日()歳 — —	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休中の継続利用
		S・H 年 月 日()歳 — —	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休中の継続利用
母の状況		S・H 年 月 日()歳 — —	

【認定申請子どもの家庭の状況(保護者を除く世帯員(同居者も含む。)を全員記入してください。)】

区分	フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労先名称、病名 就園(学)先名称
	氏名			
※申請子ども の保護者 以外で 同一建物 内に 居住す るかた 全員			T・S H・R	
			T・S H・R	

※上記の欄の他に必要な場合は、申立書へ記入してください。

※市記入欄(提出書類の確認)

△	就労	妊娠・出産	疾病・障害	介護・看護	求職活動	就学	その他	税書類	
父									
母									

裏面あり
(必ず確認を)

●認定申請に関する重要事項です。必ずお読みいただき、ご理解いただきましたら、「はい」に○をつけてください。該当する事項全てに○がついていない場合、申請が完了しません。

【認定申請について】

1	認定に必要な書類が揃っていない場合、認定ができません。認定ができない場合、却下又は書類を確認できた次月以降の認定になります。また、申請受付後に、書類の不備等により、新たに必要な書類が判明する場合があります。不足書類がある場合は、必ず申込み締切日までに提出してください。 なお、新2号・新3号での認定が不可の場合、幼稚園・認定こども園の満3歳児～5歳児クラスに在籍するかたは、新1号又は教育・保育給付認定1号となります。	はい
2	0～2歳児（幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスを含む。）の場合、新3号認定での申請となりますが、同居祖父母等を含めて市民税非課税世帯のみが認定及び無償化の対象となります。	はい
3	認定は原則1か月単位となります。月途中からの認定、変更はありません（月途中転入の場合を除く。）。	はい
4	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定の審査及び申請者や同居親族の住民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができます。	はい
5	申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することができます。	はい
6	施設等利用費は、市が認めた場合、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。	はい
7	新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。	はい
8	認定希望月現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。	はい
9	申請後、申請書類（この用紙も含む。）の内容や家庭状況に変更が生じた場合、又は保育の必要性がなくなった場合は、速やかに利用中の施設（又は保育運営課）に申し出た上で、必要な手続きを行ってください。手続きを怠った場合、認定の要件を満たしていても、認定が取り消しがあります。	はい
10	<該当するかたのみ>下の子の <u>育児休業中に</u> 、認可外保育施設や預かり保育等の保育サービスを利用を開始する場合、 <u>利用開始月中の復職及び復職証明書の提出が認定の条件</u> となります。利用開始月中の復職及び復職証明書の提出がない場合は、認定を取り消します。	はい
11	<該当するかたのみ>出産により認定を受けることができる期間は限られており、認定の有効期間中に <u>他の事由が発生する場合であっても、認定期間が満了となります。無償化による給付を希望する場合、保育を必要とする要件を満たした上で、再度申請を行ってください（認定開始希望月の前月中に）。</u>	はい
12	<該当するかたのみ>求職活動中の場合、認定期間は最大90日となり、 <u>90日以内に事由として認められる就労を開始できなかった場合は、認定期間終了</u> となります。ただし、 <u>継続的に求職活動を行っていると認められない場合は、90日に達していなくても認定の取消し</u> となります。	はい

以上のことについて確認し、了承しました。（署名をお願いします。）

令和　　年　　月　　日	保護者(父)氏名
保護者(母)氏名	

【利用施設名等及び添付書類（必ず記入してください。）】

利用施設名又はサービス名	預かり保育／認可外／一時預かり／病児／ファミサポ	
保護者提出書類 (兄弟分や認可保育施設の利用申請で既に提出している場合、省略可)	父	<input type="checkbox"/> 就労証明書・自営業届 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 <input type="checkbox"/> 在学証明書&時間割 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 既に提出済み
	母	<input type="checkbox"/> 就労証明書・自営業届 <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 <input type="checkbox"/> 在学証明書&時間割 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 既に提出済み
児童・保護者・同居世帯員が外国籍の場合	<input type="checkbox"/> 該当者全員の在留カードの写し（表裏両面）※特別永住者証明書でも可	

【該当するかたのみ記入してください。】

母子・父子家庭の場合 (又はそれに準ずる状況)	離婚・死別・未婚・行方不明・別居かつ調停中
	(H ・ R 年 月 日 ごろ (から))
	※離婚・死別・未婚の場合、認定申請子どもの親権が記載された戸籍謄本を提出してください。 ※別居及び調停中に該当する場合、必要書類について保育運営課へお問い合わせください。
生活保護の状況	H ・ R 年 月 日 保護開始